

【提言】

市民や団体等が学んだ成果を地域社会に還元
できる仕組みの構築について

平成 28 年 3 月

羽村市社会教育委員の会議

市民や団体等が学んだ成果を地域社会に還元できる仕組み の構築について（提言）

標記の件について、別紙のとおり提言します。

平成 28 年 3 月 24 日

羽村市教育委員会
教育長 桜沢 修 様

羽村市社会教育委員の会議

議 長	川津 紘順
副議長	渡部 清孝
委 員	愛甲 慎二
委 員	本田 文栄
委 員	石川 千寿
委 員	指田 晃
委 員	折原 伸司
委 員	岡部 武彦
委 員	鈴木 君子
委 員	江上 真一

目 次

I	提言にあたって	1
II	国、東京都、羽村市の取組み	1
III	仕組みを構築するうえで求められるもの	3
IV	現状と課題	4
V	施策の方向性と具体的な施策	6
VI	おわりに	10
VII	資料	11

I 提言にあたって

社会教育委員の会議では、これまで各期の任期中に社会教育にかかわる諸課題について調査研究を行い、その結果を教育委員会に対し提言している。

そこで、今期の社会教育委員の会議では、提言に向けて、生涯学習の推進に視点をあてて意見交換を行った。

現在、市では、生涯学習社会の実現に向け、羽村市長期総合計画や羽村市生涯学習基本計画を策定し、様々な施策に取り組んでいるところであるが、羽村市長期総合計画に掲げられている「循環型の生涯学習」の実現に向けた取組みをさらに充実・発展させていくことが重要であるという意見が多く委員からあった。

これまでの生涯学習関連施策は学習機会を提供することに重点が置かれてきたが、社会情勢の変化とともに、今後はそれに加え学んだ成果を還元することが求められているのではないかと結論に至った。

そこで今期の社会教育委員の会議では、「循環型の生涯学習」の実現に向け自らのニーズに応じ、様々な学習機会、場所で自発的に学んだ成果を地域社会に還元できる仕組みの構築について調査・研究し、まとめることとした。

II 国、東京都、羽村市の取組み

1 国の取組み

教育基本法が平成 18 年に約 60 年ぶりに改正され、同法第 3 条において生涯学習の理念が「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定義された。

文部科学省では平成 20 年 2 月の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」の内容や社会状況の変化も踏まえ、平成 25 年 6 月に教育振興基本計画を策定し、その中で教育をめぐる社会の現状と課題として少子高齢化や雇用環境の変容及び東日本大震災からの教訓などを挙げ、「人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築する必要がある」として「自立」「協働」「創造」の 3 つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を今後の社会の方向性と位置づけ、地域の学びを支える人材の育成や地域の学びの場の質を高めるなどの様々な取組みを推進している。

2 東京都の取組み

平成 20 年 12 月に答申のあった第 7 期東京都生涯学習審議会の第二次答申「東京都における『地域教育』を振興するための教育行政の在り方について」では、「地域教育」を振興するための施策課題の 1 つとして「生涯にわたる成長を支援する」と掲げ、「これまで『生涯学習』といえば、成人や高齢者の自己充足・自己実現のための学びというイメージが付きまとっていた感がある。しかし、21 世紀に入り、社会の変化はますます激しいものとなってきており、乳幼児期から高齢期までの生涯を通じて、自らを高めつつ社会参加を進める学びを継続していくことが必要であり、これが『生涯学習』の目指すべき理念である」と述べている。

これを受け東京都では、教育庁主要施策として家庭や地域・社会の教育力向上等を掲げ、学校教育と社会教育の協力・連携をより一層拡大しつつ、それを軸に様々な世代の住民、団体、事業主体のネットワークを構築して、地域から生涯学習社会を形成するための施策に力を注いでいる。

3 市の取組み

第五次羽村市長期総合計画では、「施策 5 生涯学習」の基本方針を「だれもが生涯を通じて、心身ともに健康で充実した心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所において、個人の要望と社会の要請に対応した学習活動と、その成果を適切に活かすことのできる環境を整備する」とし、課題の 1 つとして「市民の学習の成果が、学校、地域などにおいて行う活動として活かされ、各個人の学習活動と地域活動との循環につながるような仕組みづくりを進めていく必要がある」と掲げている。

また、今後の方向性を「人材の養成や育成などの学習機会の充実を図り、その成果を地域社会に活かし、還元できる仕組みを構築するなど、循環型の生涯学習を進める」として、以下の 11 事業を挙げ取り組んでいる。

- 1 生涯学習センターゆとろぎ市民協働事業の推進
- 2 子どもの読書活動の推進
- 3 羽村市の近現代史の資料収集等の推進
- 4 登録郷土研究員の育成
- 5 スポーツを通じた健康づくりの推進
- 6 国民体育大会の開催とスポーツの推進
- 7 大学との連携による講座の充実
- 8 企業等との連携による音楽鑑賞事業の実施
- 9 生涯学習関連施設における運営状況に関する評価の実施
- 10 社会教育関係団体の活動の充実に向けた支援
- 11 地域活動・市民活動に伴うコーディネート機能の充実

さらに、生涯学習基本計画では、計画策定の趣旨として、「循環型の学習活動をはむらのコミュニティづくりや人づくりにつなげ、豊かな人生を送ることのできる生涯学習社会の実現を目指していく」とし、長期総合計画との整合を図りながら、幅広い生涯学習関連施策をライフステージごとに学ぶ人の視点から総合的に体系化して取り組んでいるところである。

Ⅲ 仕組みを構築するうえで求められるもの

市では学習成果を地域社会に還元できるよう様々な施策に取り組んでいるところであるが、より多くの市民や団体等が学んだ成果を還元できるようにするには、長期総合計画にもあるように「還元できる仕組みの構築」が不可欠である。

そこで、市民や団体等が学んだ成果を地域社会に還元できる仕組みを構築するにあたって何が求められているのかを検討し、その結果、次の3点を主要項目として掲げる。

1 コーディネーターの設置

学んだ成果を還元したい市民や団体等と、学ぶ機会を求める市民や団体、学校及び地域等が繋がらない現状がある。この両者をニーズに応じてつなぐことができるコーディネーターを設置することにより、市民や団体等の学習成果が地域社会に還元されやすくなるのではないか。

2 市民と社会教育施設との協働の発展

各社会教育施設では、「市民との協働」という観点から学んだ成果を地域社会に還元できるよう、協働事業に取り組んでいる。この協働事業は既に機能している「学んだ成果を還元できる仕組み」の1つであるが、さらに発展させていく必要があるのではないか。

3 学習機会の提供の充実

学んだ成果を還元できる仕組みを活用していくためには、まず学ぶことが必要である。そのきっかけづくりの1つとして市では様々な学習の機会を提供しているが、市民の興味を必ずしも引いているわけではない。学んだ成果の還元につなげていくには、より多くの市民の学習意欲を引き起こすきっかけとなるような、より充実した学習機会を提供していく必要があるのではないかと。

IV 現状と課題

1 コーディネーターの設置

知識や技術を持った市民や団体等と学ぶ機会を求める市民や団体、学校及び地域等とがマッチングできていない現状や、生涯学習に興味がある市民と生涯学習の場として重要な役割を果たすとともに次世代の参加を求めている市内の団体・サークル等とがマッチングできていないといった現状がある。

市では、人材バンクにあらかじめ登録された指導者を紹介する「はむら人ネットガイド」を発行するとともに、団体・サークルの活動情報をまとめた「市民活動・ボランティア団体等ガイド 団体・サークルガイド」を発行し、市民や団体等が生涯学習をするにあたっての情報提供を行っているものの、それらが情報を求める市民や団体等に活用されているのかについての成果は確認できていない。

情報を求めている市民や団体等に、よりの確な情報を提供することが課題であり、それを解決する手段の1つとして、知識や技術を還元したい市民や団体等の情報、及び学ぶ機会を求める市民や団体、学校及び地域等に関する情報の管理と相談窓口を一元化し、個々の要望やニーズに応じて必要な情報を提供するといったコーディネーターの存在が求められる。

2 市民と社会教育施設との協働の発展

社会教育施設は生涯学習を推進するうえで重要な役割を担っており、市民の学習意欲に応えられるよう様々な角度から支援を行っているところである。そこで、社会教育施設に視点を置いて調査研究するにあたり、各社会教育施設長に会議へ出席していただき、各施設の現状について意見交換を行った。

市では「市民との協働」という観点から、①例えば読み聞かせについてのボランティア養成講座を受講した市民が図書館で読み聞かせをするといったように、事業の実施を通して学んだ成果を直接市民に還元する事業、②学んだ成果を事業の企画や運営を通して市民に還元する事業（以下、①及び②を「協働事業」という。）に取り組んでいる。これにより、行政だけではない市民の意向も反映された事業の実施につながり、参加した多くの市民に有益なものとなっている。しかし、市民が積極的に参画している協働事業もある一方で、担い手が減少してきている協働事業があることが、各施設長との意見交換の中から分かった。

この担い手が減少する原因は2つ考えられ、1つ目は活動している人の高齢化が進み活動から退く人が出てくる中で、その次の世代の参画が少ないことによる減少である。これは市民が協働事業の存在を知らないためによるものと考えられるので、協働事業も知識や技術を活かして活動できる場であるという情報を提供することによって改善を見込むことができるのではないかと考える。

2つ目は「協働事業への思い」が薄れることによる減少で、協働事業に参画するからには何かしらの「思い」があり、この「思い」が何らかの理由で薄れてしまい活動から退いているのではないかとと思われる。

この「協働事業への思い」が薄れてしまう理由としては、協働事業に参画した際、自分の知識や技術、あるいは考えが活かさない場合があることや、協働事業に参画するにあたっての必要な知識が足りず専門的な議論への参加ができない場合があることが考えられる。公の施設と協働する以上一定の制約があり、個人の知識や技術、考えの全てを活かすということは困難であり、また、長く協働事業に参画している人と新しく協働事業に参画した人との間に知識や経験の差があるのは当然であるが、「協働事業への思い」が薄れないよう、協働事業に参画するとはどういうことなのかを予め理解してもらう機会を設ける必要がある。

また、協働事業に参画する際、事業の企画から運営・実施といった広範囲なことに携わる必要があることも「協働事業への思い」が薄れてしまう一因なのではないかと考えられる。

例えば、事業の企画・運営をする協働事業に参画すると、事業内容の決定からチラシの作成等広範囲のことに携わる必要がある。事業内容の決定についての知識や技術、経験はあるが、チラシの作成に関する技術等がない人が参画した場合、チラシの作成は負担になってしまう。

事業の企画・運営を実践出来るということは、現在展開している協働事業の大きな魅力の1つであるが、それを負担に感じる人もいると考えられるため、協働の形を多様化させていく必要がある。

3 学習機会の提供の充実

学んだ成果を地域社会に還元するということを促進するためには、まずは学ぶ機会を提供することが重要である。市では社会教育施設などで様々な講座やイベントの開催に取り組み、また可能な事業については各社会教育施設が連携して事業の運営を図り、より良い学習の機会の提供に創意工夫しているところである。そしてこれらの事業を広報紙や掲示板、チラシ配布等で周知しているが、興味が湧かない、あるいは無意識のうちに見過ごされてしまい、必ずしも参加につながっていない現状がある。

参加へとつながらない理由の1つとして、提供している学習の機会が市民の関心を引いていない、もしくは適切に情報提供がされていないということが考えられる。市民一人ひとりが興味を持つことのできる学習の機会の提供と、それをより多くの市民に周知することが必要である。

V 施策の方向性と具体的な施策

1 コーディネーターの設置

< 施策の方向性 >

○ コーディネーターの人材育成と活用

コーディネーターには、学んだ成果を還元したい市民や団体等の情報の把握をするとともに、学びたい市民や団体も含めた学んだ成果を受け入れる学校や地域のニーズ(どのような知識・技術を持った人材を求めているのか等)を把握し、適切に情報を提供することによって両者をつなげることが求められる。そのためには日頃から地域の人材や学校、団体・サークル等とネットワークを構築していくとともに、そこから得た情報を整理し、発信していくこと、さらには、新たな展開につなげられるような助言ができる人材が望まれる。

また、コーディネーターとしての資質の向上にあたっては、実践活動を積み重ねていくことが重要であり、そのためには、多くの市民や団体等に知ってもらい、活用してもらうことが必要である。さらに、効率良く活動するためには組織化して活動することも1つの手段である。

< 具体的な施策 >

○ コーディネーター研修の実施

コーディネーターは、学習の成果を市民や学校、地域等につなげていくために、人と人、人と団体、あるいは団体と団体をつなげるなど様々な場面においての活動が期待されることから、情報収集にあたっての行動力やコミュニケーション能力、また情報提供にあたってのマネジメント能力や企画・立案能力等を備えた人材が求められるが、そういった人材の確保には限界がある。

そこで、専門的な講師を招いた研修会を定期的で開催し、人材を育成することが望まれる。

○ コーディネーターの組織化

コーディネーターが独自で活動するには、ネットワークや情報量、問題解決への方策など様々なところで限界が生じることが想定される。

その限界を乗り越えて市民の要望に応えるためには、コーディネーターを組織化し、多くのネットワーク、情報を組織として蓄えることが有効である。

また、組織化することで、コーディネーター個人で解決できない問題などにも組織で対応でき、個々の資質の向上が組織をより強固なものにしていくと考える。

2 市民と社会教育施設との協働の発展

< 施策の方向性 (1) >

○ 「協働事業」への理解促進

協働事業を通して学んだ成果を還元したいと考えている市民に、協働がどういったものなのか、事業の中でどのような技術や経験、考えを活かすことができるのか、また、どのような知識が必要になってくるのか等について、事前に理解してもらうことで、「協働事業への思い」の薄れを防ぐことができ、活動からの退きが少なくなるのではないかと考えられる。

< 具体的な施策 (1) >

○ 事前学習講座等の実施

協働事業に参画する意思のある市民に対し、活動内容を理解してもらい、また求められる知識等を習得してもらう機会として、事前学習講座等を実施することも有効な手段であると考えられる。

< 施策の方向性 (2) >

○ 「知識や技術」を還元できる協働事業の展開

協働するうえで負担を感じてしまうと思われる原因は、知識や技術、経験を持っていること以外のことについての協働も求められるためと考えられるので、あらかじめ身につけている知識や技術、経験だけでも協働に参画できるようにすることが求められる。

例えば、事業の企画・運営をする協働事業に参画した場合、事業の広範囲を担ってもらうのではなく、事業内容の企画のみやチラシの作成のみといった事業の一部にも参画できるようにするという方法もあるのではないかと考える。このような形で協働事業を展開することで、より多くの協働の機会が設けられ、学んだ成果をより還元することにつながるのではないかと考えられる。

< 具体的な施策 (2) >

○ 幅広い協働事業の展開

現在展開している協働事業の業務内容を分析し、どの機会にどのような知識や技術、経験を活かすことができるのかを体系化して把握し、上記で述べたような業務ごとの協働事業を展開していく必要もあると考える。

また、現在は協働事業として展開していない既存の事業についても、市民の知識や技術、経験を還元できると思われる事業、また、市民の意向を反映した方が良いと思われる事業については、積極的に協働事業として展開していくことが必要と考える。

○ 支援体制の充実

幅広く展開した協働事業の1つに参画した人が、他の協働事業に参画することについての支援体制や、協働事業に参画する中で得た知識や技術を自主事業の開催等で地域社会に還元することを促し、事業の実施にあたっては後援や補助金などで支援するといった体制が充実すれば、より市民と社会教育施設との協働が発展していくものと考えられる。

3 学習機会の提供の充実

< 施策の方向性 (1) >

○ 市民一人ひとりに合った学習機会の提供

市民一人ひとりの学習意欲を引き起こすには、様々な世代やライフスタイルに合った学習の機会の提供をする必要があり、そのための1つとして対象者を絞った事業を行うことが求められる。年齢層別やライフスタイル別等の対象者に絞った質の高い学習の機会を用意し、また、対象者によって周知の方法を変えていくことで事業への参加につながり、そこから学習意欲の引き起こしにつながるのではないかと考える。

また、市民には学習の場だけに参加してもらうのではなく、学習の機会を作る場に参画してもらおうということも、学習の機会を広く市民に提供する1つの手段であると考えます。

< 具体的な施策 (1) >

○ 対象者を絞った学習機会の提供

様々な事業を展開していく中で、定年退職が近い50代後半の市民に向けた退職後についての講座や、子育て中の母親向けの講座等、対象者を絞った学習の機会を提供することも重要である。対象者を絞るということは参加する対象の世代も絞られるが、それ故にそこに参加する市民はその講座に興味を持っている市民であり、そこでより質の高い講義等を実施することができれば参加した市民のさらなる学習意欲の引き起こしにつながると思われる。

学習の機会の提供にあたっては、協働事業という観点を活かして、例えば若い世代向けの講座は若い世代が企画し、また、子育て中の母親向けの講座は同じく子育て中の母親あるいは子育て経験者が企画するなど、地域で抱えている課題を解決するために同じような課題を抱えている、あるいは抱えていた人が講座を企画すれば、より興味を引きやすくなり、参加、そして学習意欲の引き起こしにつながるのではないかと考える。

○ 対象者に合わせた柔軟な学習機会の周知

学習の機会を周知する際、チラシの配布や広報紙等を利用するだけでなく、例えば子育て中の母親向けの講座であれば乳幼児健診の際にチラシを配布するなど、対象の世代に合わせた周知の機会や手段を変えていくことで事業への参加につながり、そこから学習意欲の引き起こしにつながるのではないかと考える。なお、近年は若い世代を中心として様々な世代がインターネットやSNSを利用しているので、このような媒体を活用していくことも重要である。

< 施策の方向性 (2) >

○ 社会教育施設同士の連携事業の実施

各社会教育施設では、例えば郷土博物館の展示に関する講演をゆとりぎで実施し、その展示物の資料を図書館で提供する等、日頃から可能な事業については連携を図っているが、各社会教育施設間で共通のイベントを実施する等、さらに一歩進んだ事業に取り組むことが求められる。

< 具体的な施策 (2) >

○ 連携を意識した事業の展開

既に社会教育施設同士が連携して実施している事業もあるが、様々な媒体を使い、様々な機会を捉えて事業の情報を発信し、より多くの市民に興味を持ってもらうことも重要である。そのためにはどのような事業においても関連性を見出し積極的に連携していくこと、また、連携を前提とした事業を展開していくことも必要と考える。

VI おわりに

今期の社会教育委員の会議では、羽村市長期総合計画に掲げられている「循環型の生涯学習」に視点を置いて議論を重ねてきた。また、幅広い生涯学習関連施策をライフステージごとに学ぶ人の視点から体系化している羽村市生涯学習基本計画の取組みを考慮しながら、循環型の生涯学習を実現するにあたって何が求められているのかを検討した結果、学んだ成果を還元することではないかとの結論に至り、その仕組みの構築についてまとめた。

我々社会教育委員の感じる学習活動をする市民の減少は、人口構造や雇用環境等の社会的変化に起因していることも考えられるが、学んだ成果を還元できる仕組みが構築されれば、団塊の世代やこれから定年退職を迎える世代、あるいは子育て世代の市民等が少しでも学習活動をしようと思った際の大きな後押しとなり、羽村市全体の生涯学習の発展につながるのではないかと考える。

また、今回の提言に掲げた3つの主要項目は、それぞれが個々に充実するだけでなく、横断的な発展を遂げることを期待するものである。

本提言によって構築された「学んだ成果を還元する仕組み」が活用され、羽村市民の持つ貴重な知識や技術が同じく羽村市民に還元され、より質の高いさらなる循環へとつながっていくことと考えている。

Ⅶ 資料

1 社会教育委員の会議 審議経過

・平成 26 年度

回数	開催日	内容
第 1 回	平成 26 年 4 月 12 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副議長の選出 ・ 平成 26 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会について
第 2 回	平成 26 年 6 月 23 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度社会教育関係団体補助金の実施報告及び平成 26 年度社会教育関係団体補助金の交付審査 ・ 今期の研究テーマについて (テーマの検討)
第 3 回	平成 26 年 7 月 14 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度社会教育関係団体補助金の交付決定について ・ 今期の研究テーマについて (テーマの検討)
第 4 回	平成 26 年 9 月 29 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度社会教育関係団体補助金の交付審査 ・ 都市社連協第 1 ブロック研修会について ・ 今期の研究テーマについて (テーマの検討)
第 5 回	平成 26 年 10 月 27 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今期の研究テーマについて (テーマの決定) ・ 提言に向けての会議の進め方について
第 6 回	平成 26 年 12 月 1 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 45 回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会の報告について ・ 提言に向けての討議 (内容の検討)
第 7 回	平成 27 年 1 月 23 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言に向けての討議 (内容の検討)
第 8 回	平成 27 年 3 月 16 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言に向けての討議 (内容の検討) ・ 平成 27 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会について

・平成27年度

回数	開催日	内容
第1回	平成27年 5月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長の選出 ・平成26年度社会教育関係団体補助金の実施報告 ・提言に向けての討議(内容の検討)
第2回	平成27年 6月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けての討議(各社会教育施設長との意見交換)
第3回	平成27年 6月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度社会教育関係団体補助金の交付審査 ・提言に向けての討議(内容の検討)
第4回	平成27年 7月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けての討議(内容の検討)
第5回	平成27年 9月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市社連協第1ブロック研修会について ・提言に向けての討議(内容の検討)
第6回	平成27年 10月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けての討議(内容の検討)
第7回	平成27年 12月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けての討議(提言案の校正) ・東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会・社会教育委員研修会について
第8回	平成28年 2月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けての討議(提言案の最終校正)

2 社会教育委員名簿

区分	氏名	備考
学校教育関係者	愛甲 慎二	羽村市立羽村第一中学校校長
社会教育関係者	渡部 清孝	前羽村市文化協会会長
	本田 文栄	NPO 法人羽村市体育協会副会長
	石川 千寿	羽村市図書館ボランティア
家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	指田 晃	前羽村市青少年対策西地区委員会会長
	折原 伸司	羽村市立小・中学校 PTA 連合会会長
学識経験者	川津 紘順	保護司
	岡部 武彦	桐蔭学園教諭 ウィーンの会代表
	鈴木 君子	前日本野鳥の会理事
	江上 真一	東京都職員（元主任社会教育主事）

【提言】

市民や団体等が学んだ成果を
地域社会に還元できる仕組みの構築について

編集・発行 平成 26・27 年度 羽村市社会教育委員の会議
事務局 羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習総務課生涯学習推進係
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1
TEL : 042-555-1111(363) FAX : 042-578-0131
E-mail : s703000@city.hamura.tokyo.jp